

# 指定等の手続き

## ① 指定申請の準備

### (1) 指定について

介護保険法上のサービスを提供するためには、都道府県知事の指定を受けなければなりません。  
(地域密着型サービスの場合は、市町長の指定となります。)

### (2) 指定要件(指定基準)の確認

介護保険事業者として指定を受けるためには、指定基準(厚生労働省令で定める人員、設備及び運営に関する基準)を満たさなければなりません。

サービスごとの指定基準の詳細については、介護保険六法や詳しい解説本等(※)で確認してください。

※ 解説本の例

「介護報酬の解釈(令和3年4月版) 社会保険研究所 発行」

1. 単位数表編(書籍の色:青)      2. 指定基準編(赤)      3. QA・法令編(緑)

申請時の注意点	
人員基準 設備基準等	指定事業者は厚生労働省令で定める人員、設備、運営基準に従い、サービスを提供しなければなりません。十分に基準を理解した上で、申請してください。
法人格	介護保険の各事業の指定申請をするには法人格を有する必要があります。 ただし、医療系サービス(訪問看護を除く)は病院、診療所での開設が基本となるため法人格を有する必要はありません。 (病院、診療所は、健康保険法で指定医療機関となっている場合、みなし指定が可能です。詳細はP8以降を参照してください。)
登記事項 証明書	申請書の添付書類として、申請する「事業目的」が記載された登記事項証明書(3ヶ月以内に発行のもの)が必要となります。 なお、申請される事業が、法人の行う事業として記載されていることが必要です。  【事業目的の記載例】 通所介護 → 介護保険法に基づく通所介護事業 介護予防訪問看護 → 介護保険法に基づく介護予防訪問看護事業 居宅サービス全般 → 介護保険法に基づく居宅サービス事業 介護予防居宅サービス全般 → 介護保険法に基づく介護予防居宅サービス事業
立地	開発予定地が市街化調整区域に該当する場合、開発審査会の審査を経る必要のあるサービスがありますので、申請前に市町の担当部署にお問い合わせください。 また、通所・入所・入居系施設については、開設予定地が土砂災害のおそれのある区域に該当しないか確認が必要です。

### (3) 申請書類の作成

② 指定申請書類の作成方法等 (1)申請に必要な書類(P4参照)を確認のうえ、作成してください。

### (4) 事前相談

事前相談は、(6)担当窓口(P3参照)で受け付けます。

(開庁日の8:30~12:00, 13:00~17:15)

※ 相談に来所される場合は、事前に電話連絡をお願いします。

(5) 指定の流れ

<p>指定月の前々月</p>	<p><b>申請</b></p>	<p><b>提出期限</b> 指定を受けたい月の<b>前々月末日</b> (末日が閉庁日(土・日・祝日)の場合、<b>その前の閉庁日</b>) (例：4月1日に指定を受けたい場合は、2月末日が提出期限となります。)</p> <p><b>提出部数</b> 2部 ※申請者保管用として別に1部作成保存のこと</p> <p><b>提出先</b> 所管の健康福祉センター保健福祉・総務室</p> <p><b>手数料</b> ※山口県収入証紙を申請書に添付 居宅サービス新規指定申請：18,000円 介護予防サービス新規指定申請(注1)：18,000円 介護老人福祉施設新規指定申請：18,000円 介護老人保健施設開設許可申請：63,000円 介護老人保健施設変更許可申請の一部：33,000円 介護医療院開設許可申請：63,000円 介護医療院変更許可申請の一部：33,000円 (注1) 介護予防サービスの申請手数料は、同種の居宅サービスの指定(更新)申請を同時に行う場合は、納付の必要はありません。</p>
<p>指定月の前月</p>	<p><b>受理</b></p> <p><b>審査</b></p>	<p>申請書は必ずしも1回で受理できるとは限りません。 修正や追加で書類を提出していただくことがあります。 事業開始予定日から逆算して余裕を持ったスケジュールで申請を行ってください。 なお、書類の内容に不備がある場合や、修正・追加書類の提出が遅れ、審査に支障を来す場合には、指定できないこともあります。</p> <p>書類審査後、現地確認を行います。 現地確認の結果、重大な不備・不適事項があったときには、その是正改善が図られるまで指定できません。 この場合、指定申請の取下げを求めることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆日程 電話連絡等により早めに事前調整してください。</li> <li>◆出席者 事業所の管理者、サービス提供責任者等をはじめ「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に記載のある<b>常勤従業員</b>については、<b>全員の立会い</b>等により当該事業所での勤務意思、勤務可能であることを確認します。</li> <li>◆説明者 聞き取り調査には、施設概要や関係書類の説明が可能な管理者等、数人の責任者の臨席のみで結構です。</li> <li>◆準備書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用契約書(全従業員(非常勤を含む)が、当該事業所で勤務する旨を挙証する雇用契約書、勤務に係る辞令文書等)</li> <li>●勤務表</li> <li>●業務日誌</li> <li>●重要事項説明書</li> <li>●サービス提供に係る利用契約書</li> <li>●個別サービス計画書</li> <li>●資格を証明する書類</li> <li>●事故発生記録</li> <li>●事故発生時の対応要領</li> <li>●苦情関係記録</li> <li>●出勤簿</li> <li>●就業規則</li> <li>●守秘義務等に関する誓約書</li> <li>●個人情報の使用に関する同意文書</li> <li>●利用者別サービス提供記録</li> <li>●領収証</li> <li>●事故発生対応記録</li> <li>●損害賠償保険契約書</li> </ul> </li> <li>◆その他 管理者及び訪問介護事業所のサービス提供責任者が、指定予定日の前月に同一法人の他事業所で勤務している場合は、指定日以降の前事業所における後任者等の勤務形態についても確認(勤務形態一覧表の提出など)させていただきます。</li> </ul>
<p>指定月</p>	<p><b>指定</b></p>	<p>審査終了後、10桁の介護保険事業者番号を記載した指定通知を郵送します。 指定日は月の初日です。</p>

(6) 担当窓口

	サ ー ビ ス 種 類	担 当 窓 口
A	<訪問・通所系（介護予防）> 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売	所管の健康福祉センター 保健福祉・総務室  <b>※下関市内の事業所は            下関市介護保険課</b>
B	<短期・特定（介護予防）> 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 <施設> 介護老人福祉施設 介護医療院 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護老人保健施設	山口県長寿社会課 介護保険班  <b>※下関市内の事業所は            下関市介護保険課</b>
C	<地域密着型サービス（介護予防）> 夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 認知症対応型通所介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	市町介護保険担当課

事業所の所在地等	担 当 窓 口	連 絡 先
上記表Bのサービス	山口県長寿社会課 介護保険班	〒753-8501 山口市滝町1-1 083-933-2774
岩国市 和木町	岩国健康福祉センター 保健福祉・総務室	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1 0827-29-1522
柳井市 周防大島町 上関町 田布施町 平生町	柳井健康福祉センター 保健福祉・総務室	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3 0820-22-3777
周南市 下松市 光市	周南健康福祉センター 保健福祉・総務室	〒745-0004 周南市毛利町2-38 0834-33-6422
山口市 防府市	山口健康福祉センター 保健福祉・総務室	〒753-8588 山口市吉敷下東3-1-1 083-934-2528
宇部市 山陽小野田市 美祢市	宇部健康福祉センター 保健福祉・総務室	〒755-0033 宇部市琴芝町1-1-50 0836-31-3201
長門市	長門健康福祉センター 保健福祉・総務室	〒759-4101 長門市東深川1344-1 0837-22-2811
萩市 阿武町	萩健康福祉センター 保健福祉・総務室	〒758-0041 萩市江向531-1 0838-25-2664
下関市	下関市福祉部介護保健課	〒750-0006 下関市南部町21-19 083-231-1371

## ② 指定申請書類の作成方法等

### (1) 指定申請に必要な書類

サービスごとの「《指定申請用》事業者チェック表」に記載された書類が必要です。

### (2) 編纂方法等

- (1)の書類を一括してフラットファイル（規格：A4版（A4-S）2穴）に綴じてください。  
編纂の順番・・・一番上（最初）に「《指定申請用》事業者チェック表」を綴じ、以下は「《指定申請用》事業者チェック表」に記載の順番に綴じてください。
- 複数のサービスを同時に申請する場合であっても、申請書類はサービスごとにフラットファイルに綴じてください。  
ただし、居宅サービスと予防サービスを同一の事業所で一体的に行う場合であって、それぞれのサービスを同時に申請する場合は、ファイル、指定申請書等の様式、添付書類等を共有させていただきます。  
(運営規程など居宅サービスと予防サービスそれぞれについて作成されているものを除き、一部作成・添付されていれば可。)
- 申請書類を綴じるフラットファイルは、サービス別に以下の色をお願いします。  
なお、ファイルの表紙等への事業所名等の記載は不要です。

訪問介護	…ピンク	(介護予防)特定施設入居者生活介護	…ピンク
(介護予防)訪問入浴介護	…ピンク	(介護予防)福祉用具貸与	…ピンク
(介護予防)訪問看護	…緑色	(介護予防)福祉用具販売	…水色
(介護予防)訪問リハビリテーション	…ピンク		
通所介護	…ピンク	介護老人福祉施設	…ピンク
(介護予防)通所リハビリテーション	…ピンク	介護老人保健施設	…水色
(介護予防)短期入所生活介護	…ピンク	介護医療院	…水色

### (3) 提出先及び提出部数

正本1部・副本1部を所管の健康福祉センター（P3の担当窓口）に提出してください。  
なお、別途、申請者保管用として、副本1部を作成、保管しておいてください。

### ③ 指定申請時に必要な手続き

#### (1) 業務管理体制の整備及び届出

別ファイル『業務管理体制の整備及び届出』をご覧ください。

#### (2) 申請主体の要件と他法令の届出

介護保険のサービス事業者としての指定申請と併行して、各法令に基づく所定手続きが必要な場合があります。

#### 【福祉系サービス】

サービス種類	介護保険法の申請者要件	社会福祉法上の届出等	老人福祉法上の届出等
訪問介護	法人	不要 第2種社会福祉事業	必要 老人居宅介護等事業 (※2)
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	法人	不要	不要
通所介護	法人であって、老人福祉法に規定する老人デイサービス事業を行う施設又は老人デイサービスセンターを設置する者	不要 第2種社会福祉事業	必要 老人デイサービス事業 老人デイサービスセンター (※2)
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	法人であって、老人福祉法に規定する老人短期入所事業を行う施設又は老人短期入所施設を設置する者	不要 第2種社会福祉事業	必要 老人短期入所事業 老人短期入所施設 (※2)
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	法人であって、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(※1)を設置する者	必要 (軽費老人ホームの場合) 第1種社会福祉事業	必要 (有料老人ホームの場合)  必要(認可) (養護老人ホームの場合)
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	法人	不要	不要
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	法人	不要	不要
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム	不要 第1種社会福祉事業	必要(認可) 特別養護老人ホーム

※1 サービス付き高齢者向け住宅については、(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けようとする場合、あらかじめ県土木建築部住宅課への登録が必要です。

※2 別ファイル『老人福祉法上の届出について』をご覧ください。

#### 【医療系サービス】

サービス種類	介護保険法の申請者要件	医療法上の届出等
訪問看護 介護予防訪問看護	法人(医療機関を除く)	必要 病院の開設、診療所の開設、病院等の構造設備
サービス種類	介護保険法の申請者要件	医療法上の届出等

訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	法人（医療機関を除く）	必要 病院の開設、診療所の開設、病院等の構造設備
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	法人（医療機関を除く）	必要 病院の開設、診療所の開設、病院等の構造設備 薬局の開設（薬事法）
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設、病院 又は診療所を設置する者	必要（医療機関が行う場合） 病院の開設、診療所の開設、病院等の構造設備
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・療養病床等を有する病院 又は診療所	必要（医療機関が行う場合） 病院の開設、診療所の開設、病院等の構造設備
介護老人保健施設	・地方公共団体 ・医療法人 ・社会福祉法人 ・その他厚生労働大臣が 定める者	不要
介護医療院	・地方公共団体 ・医療法人 ・社会福祉法人 ・その他厚生労働大臣が 定める者	不要

（参考～主な法人設立所管の窓口）

法人種別	法人設立所管	窓口
株式会社、有限会社、合名会社、合資会社	—	法務局
社会福祉法人（県内）	知事	県長寿社会課施設班
医療法人	知事	県健康福祉部医務保険課
一般社団法人	—	法務局
一般財団法人	—	法務局
農業協同組合	知事	県農林水産部団体指導室
生活協同組合	知事	県環境生活部県民生活課
特定非営利活動法人（NPO）	知事	県環境生活部県民生活課

### 【生活保護法に基づく指定介護機関の指定】

- 生活保護を受けている方に対して介護の給付を行う場合は、生活保護法による指定を受ける必要がありますが、生活保護法の改正により、平成26年7月1日以降に介護保険法による指定を受けた事業所は、生活保護法による指定も受けたとみなされます。

※生活保護法による指定が不要な場合は、山口県厚政課保護医療班に不要の旨を申し出ることとなります。

### 【基準該当（介護予防）サービス及び相当サービス】

- 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備基準、運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準のサービス提供を行う事業者について、そのサービスを介護保険給付の対象とすることができます（基準該当（介護予防）サービス）。
- また、指定居宅サービスや指定介護予防サービス、又は基準該当（介護予防）居宅サービスの確保が著しく困難な離島等の一定の地域では、指定基準（基準該当を含む）を満たさないが一定の質をもつ在宅サービスについても、保険給付の対象とすることができます。（相当サービス）。
- 基準該当（介護予防）サービス及び相当サービスに関する詳細は、各市町の介護保険担当窓口にお問い合わせください。

#### ■ 担当窓口

各市町の介護保険担当課

## ④ 介護保険サービスの指定時等における他法令に係る確認事項

### (1) 確認を要するサービス

- 通所サービス
  - ・ 通所介護
  - ・ 通所リハビリテーション（みなし指定の場合を除く）
- 短期入所サービス
  - ・ 短期入所生活介護（介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院に建物が一体の併設型の場合を除く）
- 居住系サービス
  - ・ 特定施設入居者生活介護
- 施設系サービス
  - ・ 介護老人福祉施設
  - ・ 介護老人保健施設
  - ・ 介護医療院
  - ・ 介護療養型医療施設

### (2) 確認項目

- 消防用設備等検査済証  
消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の2に規定に基づき、消防用設備等について消防長又は消防署長により検査を受けたことを証明する「消防用設備等検査済証」の交付を受けていること。  
ただし、消防用設備等の検査を受けるべきものに限る。
- 建築基準法に係る確認済証  
建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定に基づき、建築物が建築基準関連規定に適合するものであることについて建築主事の確認を受けたことを証明する「確認済証」の交付を受けていること。  
ただし、建築確認を受けるべきものに限る。
- 食品衛生許可証  
食品衛生法（昭和22年法律第223号）第52条の規定に基づき、知事により営業の許可がなされたことを証明する「食品衛生許可証」の交付を受けていること。  
ただし、食品衛生法の許可を受けるべきものに限る。  
※ 社会福祉法人については、提出不要。

### (3) 確認の時期

	消防用設備等検査済証	建築基準法確認済証	食品衛生許可証
① 新規指定申請時	○	○	○
② 建物の増築等に係る変更申請時（※1）	○	○	
③ 更新申請時（※2）	○	○	○

※1 建物の増築等（新たに消防に係る検査又は建築確認を伴う新築、増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え等）の場合に限る。

※2 本体サービス又は介護予防サービスのいずれか早い方の次回更新申請時の1回に限る。また、既に確認をしている場合は提出不要。

## ⑤ 保険医療機関及び保険薬局のみなし指定事業所に係る手続き

### (1) みなし指定の概要

健康保険法の規定によって保険医療機関又は保険薬局の指定を受けると、以下のサービスについては申請を経ることなく介護保険法の指定があったとみなされます（介護予防サービスを含む）。

なお、みなし指定事業者もサービス提供に際しては、国が定める基準省令等を遵守する必要があります。

保険医療機関	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（療養病床を有する病院又は診療所に限る。）
保険薬局	居宅療養管理指導

### (2) 指定を不要とする申し出

この指定を不要とする場合は、「指定を不要とする旨の申出書（第6号様式）」を提出することにより、その旨を申し出てください。ただし、その後、新たに事業を行う場合は指定申請が必要となります。

### (3) 届出について

#### 【訪問看護・介護予防訪問看護】

下記の表①～⑥の加算を請求する場合には、あらかじめ介護給付費の算定に係る変更届の提出が必要です。

#### ■ 提出書類

- ・ 指定事項等変更届（第7号様式）

※ 「変更事項」欄には、「介護給付費算定体制」と記載し、「変更前」及び「変更後」欄に算定する加算についての名称及び「あり」「なし」等該当部分を記載してください。

- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1, 1-3）

#### ■ 添付書類

①特定地域加算	・ 添付書類はなし
②中山間地域等における小規模事業所加算	
③緊急時訪問看護加算	・ 緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙9-1）
④特別管理加算	
⑤ターミナルケア加算	
⑥看護体制強化加算	・ 看護体制強化加算に係る届出書（別紙9-2）
⑦サービス提供体制強化加算	・ サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙18-2） ・ サービス提供体制強化加算確認書（別紙19-2-1又は19-2-2）

#### ■ 提出期限と算定開始月

- ・ 毎月15日までの届出は翌月1日から、16日以降の届出は翌々月1日からの算定になります。



## 【居宅療養管理指導】

「特別地域加算」と「中山間地域等における小規模事業所加算」を請求する場合には、あらかじめ介護給付費の算定に係る変更届の提出が必要です。

### ■ 提出書類

- ・ 指定事項等変更届（第7号様式）

※ 「変更事項」欄には、「介護給付費算定体制」と記載し、「変更前」及び「変更後」欄に算定する加算についての名称及び「あり」「なし」等該当部分を記載してください。

- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1，1-3）

### ■ 提出期限と算定開始月

- ・ 毎月15日までの届出は翌月1日から、16日以降の届出は翌々月1日からの算定になります。

## 【訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション】

加算を請求する場合には、あらかじめ介護給付費の算定に係る変更届の提出が必要です。

### ■ 提出書類

- ・ 指定事項等変更届（第7号様式）

※ 「変更事項」欄には、「介護給付費算定体制」と記載し、「変更前」及び「変更後」欄に算定する加算についての名称及び「あり」「なし」等該当部分を記載してください。

- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1，1-3）

### ■ 添付書類

- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1，1-3）の添付書類に記載の書類を添付してください。

### ■ 提出期限と算定開始月

- ・ 毎月15日までの届出は翌月1日から、16日以降の届出は翌々月1日からの算定になります。

## 【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

県の指定は必要ありませんが、あらかじめ介護給付費の算定に係る変更届の提出が必要です。

### ■ 提出書類

- ・指定事項等変更届（第7号様式）
  - ※ 「変更事項」欄には、「介護給付費算定体制」と記載し、「変更前」及び「変更後」欄に算定する加算等についての名称及び「あり」「なし」等該当部分を記載してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1, 1-3）
- ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙4-2）
- ・資格証の写し
- ・平面図（各室の用途、通所リハビリテーションを行う箇所・面積がわかるようにすること。）
- ・運営規程

### ■ 添付書類

- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1, 1-3）の添付書類に記載の書類を添付してください。

### ※ 施設等の区分

前年度の1月当たりの平均利用延人員数が	750人以内	→ 通常規模
	750人超900人以内	→ 大規模(I)
	900人超	→ 大規模(II)

### ■ 提出期限と算定開始月

- ・毎月15日までの届出は翌月1日から、16日以降の届出は翌々月1日からの算定（事業開始）になります。

## 【短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護】（療養病床を有する病院又は診療所に限る。）

平成30年4月以降、事業を行うに当たって県の指定は必要ありませんが、あらかじめ介護給付費の算定に係る変更届の提出が必要です。

なお、平成30年3月以前から指定を受けている療養病床を有する病院・診療所については、指定更新の際に「みなし指定」に切り替わるため、更新申請の手続きは不要です。

### ■ 提出書類

- ・指定事項等変更届（第7号様式）
  - ※ 「変更事項」欄には、「介護給付費算定体制」と記載し、「変更前」及び「変更後」欄に算定する加算についての名称及び「あり」「なし」等該当部分を記載してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1, 1-3）
- ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙4-6）
- ・資格証の写し
- ・平面図
- ・運営規程

### ■ 添付書類

- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1, 1-3）の添付書類に記載の書類を添付してください。

### ■ 提出期限と算定開始月

- ・毎月15日までの届出は翌月1日から、16日以降の届出は翌々月1日からの算定になります。